## 13 ゴルフ場利用税

## ア 課税状況

			利 用	人員			調定額
	施設数	数 特別徴収 義務者数		非課税利用人員	課税利用人員		明 た 領
					特例適用人員	通常利用人員	
		人	人	人	人	人	円
18ホールを超えるもの	3	3	105,316	18,128	3,932	83,256	58,567,300
18 ホ ー ル	11	10	192,467	31,438	20,610	140,419	87,569,100
18 ホ ー ル 未 満 9 ホールを超えるもの	_	-	-	_	-	-	-
9 ホ ー ル	3	3	30,326	10,346	136	19,844	7,964,800
計	17	16	328,109	59,912	24,678	243,519	154,101,200

- 注 1 この調は、平成29年度において課税したものについて作成した。
  - 2 「施設数」及び「特別徴収義務者数」は平成30年2月末日現在の数である。
  - 3 「利用人員」は、平成29年3月1日から平成30年2月末日までの間の延べ数である。
  - 4 「非課税利用人員」及び「課税利用人員」は、「利用人員」の内数である。
  - 5 「特例適用人員」とは、条例に規定されている特例により税率が2分の1となった利用人員である。

## イ 年度別調定額等の推移

			利 用	人員			調	定	額
	施設数	特別徴収 義務者数		非課税利用人員	課税利	用人員	可	足	領
				<b>非</b> 味忱们用八貝	特例適用人員	通常利用人員			
		人	人	人	人	人			円
平 成 25 年 度	20	18	344, 118	48, 760	16, 289	279, 069	1	78, 11	9, 550
平 成 26 年 度	19	17	357, 543	54, 366	21, 267	281, 910	1	73, 38	2,850
平 成 27 年 度	18	16	374, 899	59, 750	24, 246	290, 903	1	81, 01	5, 850
平 成 28 年 度	17	15	357, 857	58, 283	26, 417	273, 157	1	71, 47	4, 500

注 各年度の「計」の数値である。

## ウ 市町村別施設数

市	町村	名	施	設	数	
大	館	市		1		
北	秋 田	市		2		
八	峰	町	1			
三	種	町	1			
秋	田	市	7			
男	鹿	市	1			
大	仙	市	3			
横	手	市	1			
	計		17			
沙	亚出90年4	□ + □ +E	1+0.80	- J.H.=r.+		

注 平成29年4月1日現在のゴルフ場所在市町村とゴルフ場数である。